

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

|                        |  |       |                          |        |
|------------------------|--|-------|--------------------------|--------|
| 招集日時                   | 平成22年12月9日(木) 午後1時30分  |       |                          |        |
| 招集場所                   | 蟹江町役場 3階 協議会室  |       |                          |        |
| 出席委員                   | 委員長  | 山田 乙三 | 副委員長                     | 黒川 勝好  |
|                        | 委員   | 伊藤 俊一 | 委員                       | 小原 喜一郎 |
|                        | 委員   | 伊藤 正昇 | 委員                       | 奥田 信宏  |
|                        | 委員   | 猪俣 二郎 | 委員                       | 大原 龍彦  |
| 欠席委員                   | なし   |       |                          |        |
| 会議事件<br>説明のため<br>出席した者 | 町長   | 横江 淳一 | 副町長                      | 河瀬 広幸  |
|                        | 産業建設<br>部長   | 水野 久夫 | 産業建設<br>部次長<br>土木農<br>政長 | 西川 和彦  |
|                        | 消防長  | 山内 巧  | 予防課長                     | 大橋 清   |
| 職務のため<br>出席した者         | 議長   | 伊藤 正昇 | 議事<br>会<br>務<br>局<br>長   | 松岡 英雄  |
|                        | 補佐   | 橋本 浩之 | 書記                       | 山田 尚徳  |
| 付託事件                   | 請願第 1号 TPP交渉参加反対に関する請願書<br>議案第76号 蟹江町手数料条例の一部改正について<br>議案第77号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について<br>議案第78号 蟹江町公共物管理条例の一部改正について<br>議案第79号 蟹江町火災予防条例の一部改正について |       |                          |        |

○委員長 山田乙三君

皆さん、こんにちは。

お手元に議案第76号及び議案第77号、第78号の議題の中で請求のございました資料が配付してありますので、よろしくをお願いします。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託されております案件は5件でございます。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いいたします。よろしくをお願いします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 山田乙三君

どうもありがとうございました。

審査に入る前にお諮りをいたします。

付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付した次第書に記載されておりますように、請願に引き続き消防に関する案件、議案第76号、第79号の審査を行い、続いて、建設に関する案件、議案第77号、第78号の審査を行いたいと思います。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、お手元に配付した次第により行います。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いをいたします。

最初に、請願第1号「TPP交渉参加反対に関する請願書」を議題といたします。

本委員会には、小原喜一郎委員が紹介議員として出席されておりますが、請願の内容について説明を求めますか。

○委員 小原喜一郎君

それでは、日本共産党がJAの請願の紹介議員になるなんていうことは、蟹江議会史上、初めてでございます。私自身もびっくりした状況ですけれども、たまたま私どもが買って出ましたら、JAのほうもこたえていただいて、ぜひお願いしますということでしたので、紹介議員をさせていただくことになりました。

そこで、TPPというと、皆さん、何かわかりにくいんじゃないかというふうに思いますので、まず最初に、TPPというのはどういうことなのかということを説明をさせていただきたいと思うのであります。

このTPP問題は、菅総理が臨時国会の冒頭での所信表明演説で、日本の農業関係に対する条件整備、環境整備を行いながら、TPP参加を協議していくということを表明されまして、それから、にわかにな大きな問題になりましたんですけれども、それ以後、APECの首脳会議に日本が議長国を務めまして、そこでやっぱり、参加表明を菅総理がしたわけでありまして、一層、日本の中で大きな問題になってきておるわけでありまして。

どういうことなのかと言いますと、実は、この協定は、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド4カ国が最初に始め、現在は、だからこの4カ国が協定をして進めているもの。関税を原則、全部撤廃するという方向を目指したものであります。最近は、ここにカナダ、アメリカ、メキシコ、ペルー、それにオーストラリアの5カ国が加盟を表明して、今、加盟するための交渉中だということでありまして。

できれば、日本もそこに参加したい旨の表明が菅総理から出されたのでありまして、どうということになるのかなというわけでありましてけれども、このTPPというのは、トランス・パシフィック・パートナーシップという英語の略でございます。要は、食料生産物だけなしに、人間の知や労働力や、あるいはその他のすべての関税を撤廃するということです。だから、労働力も自由に海外や、日本もですけれども、行き来をするようになるという内容のものであります。

そこで、全国的に今、大きく取り上げて、全県運動になっているのは大分県、昨日、一昨日ですか、共闘会議が組織されまして、農業団体、林業団体、漁業団体、一部農業に関連する企業を含む共闘会議がつけられたんです。北海道では、やはり農業関連企業を含む5団体が、共同で記者会見をやられておるわけでありまして、山形県でもその方向に向けて取り組まれている状況であります。1日の全国町村長大会では、このTPP反対の特別決議を行いました。そういうような状況であります。

それで、この関税撤廃でどうなるかということになると、実は、これは民主党の中村議員からの要求もありましたので、農畜産物、特にですけれども、これは全般的には出せずにおるんですけれども、生産にかかわる内容についての資料もお手元へ配付させていただいておりますけれども、これは、実は、JAが11月29日に公表した内容と、もう一つ、翌30日に愛知県が、愛知県下の影響について公表いたしました。

これは、国会で農林水産省が試算をして出した資料に基づいてつけられたものであります。農水省が出した内容は、全国で農業生産4兆1,000億円、それから、農業の多面的機能にかかわる問題として3兆7,000億円、国内総生産では7兆9,000億円が影響を受けるという、雇用では340万人減となると、こういう試算を国会で明らかにしたわけでありまして、これを受けて、愛知県下の内容を算出したものであります。

ごらんになっていただくといいと思うんですけれども、米、小麦、茶、かんきつ類、牛乳乳製品は、これは100%だめになってしまうということなんですけれども、牛肉、豚肉、鶏肉、

鶏卵、農業生産力がそれから、ノリ、ウナギ、それから漁業、水産関係、イワシ、アジ、イカ、それから、農水産物合計で937億円の影響を受けるということになっておるわけですが、これは、実は、きのうのウエーブ何とかという、食健連ですけれども、食健連の運動の全国集会があったんですけれども、ここでも特別決議がされたんですけれども、ここで、靴生産業者の特別発言があつて、靴も影響があつてだめになってしまうと、靴の業界も。日本の産業の相当の分野まで影響を受けるという、そういうことが、実はあちこちで言われておるわけがあります。

そこで、海部郡下の内容についてJAに計算をしてもらいました。皆さんのお手元にある一番最後の資料を見ていただくといいと思うんですけれども、海部郡下で影響を受ける減少額は、米が14億3,000万円、麦類が5,900万円というところになるんでしょうか。それから、畜産が5,000万円、ちょっと合計出してありませんけれども、失礼、一番下の部分を見ていただきと思いますけれども。TPP試算減少額というところですよ。これが海部郡下の影響額でございます。

そういう状況でございますので、これは日本の農業はもとより、林業、漁業も含めて、それから、それらの生産物とかかわる委員会の皆さんが消費する品物をつくっていただく企業にも大きな影響を受けるという点で、今、全国的な大きな反対運動が起きている状況なのであります。

昨日ですか、オークランドで、このTPP加盟国と参加を表明している5カ国、合わせて9カ国が会合をやりまして、ところが、日本はそこへオブザーバー参加をしたかったんですけれども、拒否をされたようです。そういう状況で、しかし、菅内閣としては、農業の環境整備に、それに対応できるような環境整備と両立するという考え方でこのことを進めていこうとしているわけでありまして、今まで自公政権の中でもそういう考え方で農業生産物等の輸入の自由化を目指して、関税をどんどん下げていく方向でありまして、今や米なんかでも12%まで下がってきているわけでありまして、両立するどころか、例えば、1998年のころには、日本の米の自給率は69%台だったのに、40%まで下がってしまいました。このTPPに加盟すると、なお一層下がってしまうことが予測されるわけでありまして、農水省の国会での資料によりますと、12%まで自給率は減少してしまうということまで言われているところであります。

こういうようなことで、TPP参加には、これはどうやっても了承することはできないということで、請願を出させていただいたわけでありまして。請願の趣旨はそんなことでして、意見書そのものは別に読みませんけれども、いいですね、委員長。

○委員長 山田乙三君

はい、いいです。

○委員 小原喜一郎君

以上でございます。

○委員長 山田乙三君

ありがとうございます。

説明が終わりましましたので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

今、小原委員から説明がございまして、T P P、環太平洋経済連携、パートナーシップ、これですけれども、一つの例ですけれども、ご存じかと思えますけれども、今、お米は778%の関税がかかっていると。T P Pに加盟しますと、これが、米に関して言えば9分の1、具体的に言えば、カリフォルニア米、これは10キロ、今2,000円程度ですが、9分の1といたしますか、約220円ぐらいになると。

肉に関しては、現在、関税が38.5%、こういうことになっておりまして、100グラム200円のもの、約120円ほどになります。これは大変だと、いろんなご意見等々あります。片方、輸出入大国日本ですから、メリット、デメリットの観点から、ご意見をちょうだいしていただければ、ありがたいと思えますけれども、大いに大反対だと、いやいや、そうじゃないよと、こういうご意見が相反する場合も想定されますので、闊達なご意見をお願いしたいと思えますけれども。質問をお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、以上で討論を終結したいと思います。

これより採決を行います。

請願第1号につきましては、採択することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、請願第1号「T P P交渉参加反対に関する請願書」は、採択することに決定いたしました。

ここで、採択されました請願第1号に対する意見書案について協議をいただきたいと思えます。意見書案が添付されておりますので、案について意見のある方はお願いをしたいと思えます。

ございませんでしょうか。

請願第1号の一番最後のページを少々お読みいただいて。

(なしの声あり)

なしという声もございますので、意見もないようですので、添付されております意見書案につきましては、会議規則第14条第3項の規定によりまして、原案のとおり議長あて提出することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、意見書案は議長あて提出することといたします。

次に、議案第76号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○消防長 山内 巧君

それでは、本会議で小原委員さんのほうから請求のありました資料をお手元に配付させていただきました。お手元の配付資料の説明をさせていただきます。

まず、この資料は、町内に設置してあります危険物の貯蔵・取り扱いの施設の一覧でございます。まず、区分としまして、貯蔵所といたしまして、屋内貯蔵所が15施設、屋外タンク貯蔵所が7施設、屋内タンク貯蔵所が9施設、地下タンク貯蔵所が19施設、移動タンク貯蔵所が2施設、貯蔵所の小計が52施設。それから、取扱所でございますが、給油取扱所が15施設、これの内訳でございますが、ガソリンスタンドが8施設、それから、これは運送業等の自家用の給油設備があるところが7施設ございます。一般取扱所が11施設、小計で26施設でございます。貯蔵所、取扱所合わせた合計の危険物施設が78施設ございます。右側にそれぞれの施設の最大と最小の数量が掲げてございます。

今回の改正につきましては、貯蔵量が500キロリットル以上の大型の屋外タンク貯蔵所の設置許可、完成、全検査などの審査事務手数料の記載に係るものでございまして、この表の屋外タンクの貯蔵のところを見ていただきますと、最大でも、蟹江町の場合は15キロリットルということでございますので、蟹江町におきましては、今回の条例改正の中に該当施設がないことをつけ加えさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 山田乙三君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員 小原喜一郎君

私どもは、賛否の態度を決定する上で、やっぱり、日本の政治の流れが大企業優遇の流れになっちゃっております、民主党も事実上、自民党化したなどと言われておりますけれども、それで、今回のこの値下げについてであります、500キロリットルからそれ以上、ずっと上は際限ないと思うんですけれども、値下げするわけですよ。これらに類するタンクを所持している企業というのは、名前は公表できないんですか。

○予防課長 大橋 清君

じゃ、説明させていただきます。

これにつきましては、危険物の保安技術協会というところに委託する事業でございます、これは海部南部というか、飛島地域にある中部電力とかそういったところの大きな施設にしかありません。先ほど、消防長が言ったように、私どもの管内にはございませんので、全体的にはよその地域ですので、私どもでは言えませんのでお願いします。

○委員 小原喜一郎君

そういう流れなのかなということ、判断する上でちょっと資料がないので何とも言えないわけですが、例えば、担当省庁では引き下げるこの内容について、どういうことを理由にしているのでしょうか。

○消防長 山内 巧君

今回の改正につきましては、容量が500キロリットルという大変大型なタンクでございます、本来、こういった危険物施設の許可であるとか、完成前検査というのは、あくまでも市町村が行うものであるわけなんです。

ところが、こういった大きなものになりますと、設計審査の段階で、もう設計審査であるとか、あと地盤だとか基礎の検査、それから、あと溶接なんかも工程ごとに、例えば、エックス線の透過装置を使ってやるといったような、大変専門的な知識、技術は必要でありますし、また、特殊な検査機器も必要でございますので、これはこういったことの審査に当たりましては、消防法で定めてあります認可法人で、危険物の保安技術協会というところがございます。500キロリットル以上のタンクについてもすべてそちらのほうに各市町村が委託をしておるのが現状でございます。

ところが、あくまでも国のほうの認可法人でございますので、国のほうの行政改革の講習も終えまして、実は、この協会のほうが審査事務の効率化を図ったということで、10%、受託量のうち、それで図ってきたということで、今回、手数料の減額になったというものでございます。ですから、協会を通すものについて減額になったという改正でございます。

以上でございます。

○委員長 山田乙三君

小原委員、よろしいでしょうか。

○委員 小原喜一郎君

ちょっと、理解がなかなかできないので、何ですけれども、やっぱりいいです。

○委員長 山田乙三君

ちょっと、委員長からですけれども、消防長、ちょっと質問といいますか、今、言われたエックス線検査と言われましたね。テーマになっている非破壊検査も当然、視野に入っていると思います。消防署の場合、例えば、基準タンクもお持ちでない、非破壊検査の装置もお持ちでない、ないない尽くしの中で手数料がいかかなものかということに相成ってくる

わけですけれども、今、お聞きして、保安技術協会のほうへ、全部設備を持っておられるところだと思いますので、そういうところにお任せしていると。そういうことで手数料が下がったと、こういうことでよろしいですか。

○消防長 山内 巧君

はい。

○委員長 山田乙三君

ほかにご質問ございませんでしょうか。

○委員 奥田信宏君

本当に、基礎的な話を、聞いておったんですが、きょうもらった資料、移動タンク貯蔵所というのは、車にローリー積んでいる、それがたった2つしかないんですかね。疑問を持ったのがまず1つと、それから、灯油の場合は、向こうへ聞こうかなと思ったら終わっちゃうといかんで。灯油の場合は取扱所ということになるわけですか。ちょっとそれを教えてください。

○消防長 山内 巧君

まず、最初の移動タンクの貯蔵所でございます。これは、いわゆるタンクローリーでございまして、管内に設置場所としておるところが、1事業者で2台持つておるだけなんです。それで、あとは常置場所になるのが、2台しか実は蟹江町のほうに置いていないということです。多分、常置場所をよそに構えて持つておられる方も、ひょっとして蟹江においておられる場合もあるかと思うんですが、常置場所があくまでも蟹江町にあるのは2台だけということになっております。

それから、今の灯油の販売等に係るものについては、取扱所の中の一般取扱所ということで、これは実は灯油をポリタンクに詰めて入れるような作業、小口の詰めかえ等をやるどころがあるんですが、一般取扱所の中に、灯油の販売だけじゃなくて、例えば、吹きつけ塗装の作業をやるどころだとか、それからあと、工場で潤滑油で指定数量以上の危険物を使うところ、こういったところが一般取扱所という中の範疇に入っております。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

今の一般取り扱い、例えば、塗装屋さんなんか入るといことですか。

○消防長 山内 巧君

入ります。塗装業務、作業をやるときに、入っています。

○委員 小原喜一郎君

初歩的な質問で申しわけありませんが、私もちょっと78基というのは蟹江町にあるというものですよね。それでここで聞くんですけれども、例えば、地下タンクというのは、ガソリンスタンドなんかにあるようなものを指すのでしょうか。

ちょっと一通り説明してもらえるとありがたいね。

○委員長 山田乙三君

消防本部の予防課長、説明をお願いします。どうぞ。

○予防課長 大橋 清君

それでは、説明をさせていただきます。

これは、屋内タンクがどういうものかというところの話でよろしかったでしょうか。

(「一通り説明してほしい」の声あり)

一通りというのは、屋内貯蔵所からということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

これについては、屋内貯蔵所というのは、屋内の建物の中に危険物、容器とかそういうのを貯蔵するのが屋内貯蔵所です。

(「主として、工場が中心なんでしょう」の声あり)

そうですね。工場の中にそういう屋内の貯蔵所ということによって、そこから物を出して、それを工場の中で塗装とかそういうのに使うのを残すというところですよ。

(「了解」の声あり)

屋外タンクというのは、屋外の、外によって防油堤をつくって、そこに直接……

(「外で」の声あり)

はい、そうです。これは、お花屋さんとか、生花屋さんですね。

(「温室もそうか」の声あり)

温室もそうです。温室が多いですね。そういうところ。

屋内タンクというのは、逆に今度は建物の中に、建物で囲ってその中にタンクが入っているというところが屋内タンクということです。

地下タンクというのは、スタンドもそうですけれども、地下にタンクありますけれども、これ以外に給油取扱所に入っていますね、ガソリンスタンドや何かは。それも地下タンクというんですけれども、これは給油取扱所の中に入ってしまうので、あと、日光川とか蟹江川排水機場とか、地下にタンクを持って、そこから引っ張って燃料を消費するところが地下タンク貯蔵所です。

移動タンクは、先ほど言いましたように、タンクローリーということでございます。給油取扱所は、先ほど言いましたように、ガソリンスタンド、そういったところ。一般取扱所は、先ほど消防長が言ったようなところでございます。

以上でございます。

○委員長 山田乙三君

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第76号「蟹江町手数料条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第79号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第79号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、消防長、予防課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩したいと思います。

(午後 2時00分)

○委員長 山田乙三君

休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

(午後 2時01分)

○委員長 山田乙三君

次に、議案第77号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

皆様にお配りしてあります議案第77号、78号の資料を見てください。

占用料の改正のポイントですが、ポイントとしては、一般的な土地利用における賃料相当を徴収するという考えから、民間における地価水準（固定資産評価額）、地価に対する賃料の水準を基礎として算定しています。

2として、算定の考え方は、道路価格は本来、土地の更地とすべきですが、占用物件が膨大なため、土地の地価を算定するのは困難であります。これらについては、固定資産評価額をもとに算出した価格を道路価格としています。

参考として、地価公示は、地価公示法に基づいて、国が土地鑑定委員が毎年1月1日において標準値の正常な価格を公示します。

2として、固定資産の路線価は市町村が地価の公示価格の約7割を目安にしています。

3、相続税路線価は、国税局が地価公示の8割を目安にしています。

4として、地価調査は、国土利用法に基づいて、都道府県知事が毎年7月1日現在において基準値の価格を調査したものです。

それで、一番下に県の抜粋として、基準値は、蟹江町では4カ所ありますが、そのうちの2カ所を掲示しました。

まず、学戸6丁目は、平成3年、9年は、基準点が6丁目127は、ほかのところにありまして、平成19年が10万2,000円、20年が10万3,000円、21年度が10万円、22年が9万8,000円。その次に今西2丁目236、これが平成3年のときは14万9,000円、9年のときは12万5,000円、19年は9万6,200円、今西2丁目の213に変わったのは、基準点が変わりまして、平成20年度は9万7,500円、21年度は9万5,000円、22年は9万3,900円というふうに変わりましたので、報告を申し上げます。

以上です。

○委員長 山田乙三君

ご苦労さま。

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

○委員 小原喜一郎君

今の説明によりますと、固定資産評価委員会が、先ほどのポイント4カ所を中心にして見直しをやりますよね、それとは別立てでこちらのほうの場合は考えるということですか、今の説明によると、そんな内容。別途、基準が示されたような感じですけども。もちろん、地価表示価格は参考にするけれども、違う方法で計算するみたいな感じに受け取れたんですけども。違うんですか。

○産業建設部長 水野久夫君

今回、資料としてお示しをさせていただきましたこの一番下の表でございますが、これにつきましては、ここ最近の地価の動向をお知らせするためにつけさせていただいたものでございまして、固定資産の評価額そのものは今、委員言われますように、いろんなところで決まります。蟹江町の中でも、それぞれ土地によって違ってきますので、占用料金の算定をするときに、そういったものでやりますと、電柱でいきますと、建てる場所によってばらばらの金額になってしまいますから、町は町として町全体で一つの価格を持っています。

(「その価格にしますよね」の声あり)

はい。それは、もとになるのはもう一つ、その上段の県の価格というのがございまして、県が決めた占用料金の中で愛知県内の市域の額、それから町村域の額という決めがございしますので、私どもの占用料というのは、そういったその中の町村域で決められておる占用料金をベースに考えています。

(「県の占用料金を参考にして計算すると」の声あり)

そうです。

県も同じように、もう一つ、国が占用料金を定めておりますので、そちらのほうから参考にして県のもので出来上がり、出来上がった県のもを参考にして、町のほうの占用料金の算定基準とさせていただきます。

○委員長 山田乙三君

よろしいでしょうか。

○委員 小原喜一郎君

わかりました。

○委員長 山田乙三君

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第77号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 山田乙三君

次に、議案第78号「蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題といたします。  
提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

（「ございません」の声あり）

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号「蟹江町公共物管理条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託されました案件はすべて終了しました。

なお、委員長報告の作成につきましては、私にご一任願いたいと思います。

これで防災建設常任委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

（午後 2時10分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 山 田 乙 三